

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	武雄看護学校
設置者名	一般社団法人 武雄杵島地区医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
看護専門課程	看護科	夜・ 通信	18 (18) 単位	10 (9) 単位	
		夜・ 通信			
(備考) 学校教育法の改正に伴い、()内の数字は改正前の単位数を記載している。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

実務経験のある教員のシラバスは、学生及び一般の希望者が自由に閲覧できるようにホームページに掲載している。
<https://.takeo-ns.jp/syllabus/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	武雄看護学校
設置者名	一般社団法人 武雄杵島地区医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	教員が学校の教育活動について自己評価を行い、自己評価の結果について学校長が専任した5名の学校関係者評価委員が①～③の視点で評価を行う。 ① 自己評価の結果について妥当性を評価する。 ② 自己評価を踏まえた今後の改善策は適切かどうか。 ③ 学校運営の改善に向けた実際の取組は適切か。 委員会により取りまとめられた評価結果及び今後の改善策等については、ホームページにて公表している。また、次年度の教育計画設定や学生指導に活用し取り組みを行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医師（診療所院長）	2年間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	元学校担当理事 （平成30年6月～令和1年5月）
医師（病院副院長）	2年間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	元学校担当理事・元武雄杵島地区医師会 副会長・現武雄杵島地区医師会 理事 （平成30年6月～令和1年5月）
教諭（県立中学校）	2年間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	佐賀県高等学校の校長を歴任 現在、武雄市内県立中学校の教諭
看護師（病院 看護師）	2年間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	卒業生（平成3年3月卒業）
看護師（病院 看護師長）	2年間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	卒業生（平成29年 3月卒業）
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	武雄看護学校
設置者名	一般社団法人 武雄杵島地区医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1) シラバスの作成について	
① 分野・科目名・単位(時間)・開講時期・講師名(時間・所属)・方法・目標・講義・内容・年間計画・テキスト・評価方法・実務教員の授業の概要を必要事項とし作成している。	
② シラバスは、テスト(評価)ごとに作成している。	
③ シラバスは、科目担当者の変更や教科書の改訂に合わせて、その都度見直しを行い、必要な内容が教授できるよう改善を図っている。10月に担当領域ごとに担当者会議を開き、次年度の講義について講義内容と方法の検討を行う。2月に次年度のシラバスを完成する。	
2) 公表に関わる取組	
① シラバスは学校ホームページへ3月に掲載し、学生は随時内容の確認を行う。	
② シラバスの用い方については、入学オリエンテーションで説明を行う。また、各授業開始の際、担当教員から学習目標、授業の進行、評価について具体的な説明を行う。	
③ 全科目のシラバスは、実務経験のある教員間で確認を行い、他の科目との関連性や強化が必要な内容について説明を行っている。	
授業計画書の公表方法	① ホームページ上のシラバスについて使用目的を説明する。 https://takeo-ns.jp/syllabus ② 一般の希望者に対しては、ホームページ上でのシラバスについて閲覧を案内する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
① 学科試験(筆記、口頭、レポート、実技試験)による学修成果の評価を行う。	
② 成績の評価は、点数をもってあらわし、100点をもって満点、60点を以て合格、60点未満を不合格とする。	
③ 学科試験が不合格の場合は、再試験(原則1回)を受けることができる。	
④ やむをえない理由により学科試験を受けることができなかった場合には、追試験を受けることができる。	
⑤ 単位は、必要な時間(授業時間の3分の2以上の出席)の履修と学科試験の結果をもとに、学年終了時期に単位認定会議にて認定を行う。	
⑥ 科目評価はA(80点以上)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(60点未満)とし、D(60点未満)を不合格としている。	
上記のあらかじめ設定した成績評価の方法及び基準で、厳格かつ適正に履修認定している。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
① あらかじめ設定した算出方法で成績分布を示している。	
② 算出方法は、履修科目の成績評価を100点未満で点数化し、全科目の合計点の平均を割り出す。	
③ 算出した成績は、～59点、60～69点、70～79点、80～89点、90～99点、100点の指標数値ごとに人数を記載し分布図を作成する。	
④ 分布表は、単位認定が終了後、学校掲示板で学生に提示する。	

客観的な指標の 算出方法の公表方法	① 学生便覧にて客観的指標の算出方法について掲載している。 ② 一般の希望者に対しては、学校教務室で学生便覧を用いて客観的指標の算出方法について公表を行っている。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 （卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業時に臨む姿として以下に示す内容を示している。 ① 看護の対象を身体的・精神的・社会的に統合し、多様な生活者を理解できる人 ② 対象を中心とした看護を実施する為に、お互いを尊重し合いに話し合うことができる人 ③ 看護者としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践できる人 ④ 科学的根拠に基づいた臨床判断を行い、看護を実践できる人 ⑤ 健康の保持・増進・疾病の予防及び健康の回復に関する看護を、すべての対象に応じて実践できる人 ⑥ 保健・医療・福祉システムにおける看護師の役割および多職種の役割を理解し連携協働できる人 ⑦ 看護の質の向上を図るため専門職業人として自己の課題を明確にし、自ら学び続ける人 卒業時に臨む姿として授業科目の 93 単位修得の認定を受けたものについて卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧にて卒業の認定に関する方針について掲載している。一般の閲覧希望者には、学校教務室で学生便覧にて卒業の認定に関する方針について公表を行っている。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	武雄看護学校
設置者名	一般社団法人 武雄杵島地区医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
収支計算書又は損益計算書	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
財産目録	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
事業報告書	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
監事による監査報告（書）	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼（定 時制）	93 単位	77 単位		16 単位		
			93 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		82 人	0 人	7 人	43 人	51 人	

8

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） <u>基礎分野</u>では、地域の保健・医療・福祉の場において、多様な生活者に寄り添った看護を実践するために必要な能力の基盤を築く領域である。看護実践に必要な臨床判断力を身につけるため科学的思考力・創造力・省察する力を養う内容とする。また、生活者を支援していくために社会の仕組みを理解し、生活を支える要因について考えていく。さらに、患者を中心としたチーム医療の中で、多職種と連携・協働を図りながら役割を果たすために倫理的感受性を高め、人間関係を形成する力、情報通信技術を活用する力を身につける内容とする。 <u>専門基礎分野</u>では、医療に関わる専門職業人として、看護を学ぶ上で基礎となる分野である。人間を構造・機能面から捉え、健康・疾病・障害に関する観察力や判断力を強化する。さらに、それを臨床で活用可能なものとなるよう、工夫する必要があると考える。疾病構造の変化や社会状況の変化に対応するために、人々の健康観ならびに保健行動に関する基本的な知識を学習し、人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために、必要な教育的役割や地域における関係機関等の調整を行える能力を養う内容とする。 <u>専門分野</u>では、看護の専門的な知識を身につけ、看護の対象である生活者がその人らしい生活を送るための支援について学習することを目的としている。そのために、発達段階別及び様々な健康段階別にあり多様な場で看護を必要とする人々を理解し、対象に応じた支援の方法を学ぶ。シミュレーション教育や ICT 教育を活用して看護師に必要な倫理観を身につけ、基本的臨床判断能力と看護のマネジメント力、さらにチーム医療の中で多職種と連携・協働する能力を身につける内容とする。

成績評価の基準・方法				
(概要)				
① 学科試験（筆記、口頭、レポート、実技試験）による学修成果の評価を行う。				
② 成績の評価は、点数をもってあらわし、100 点をもって満点、60 点をもって合格、60 点未満を不合格とする。				
③ 科目評価は A（80 点以上）、B（70 点～79 点）、C（60 点～69 点）、D（60 点未満）とし、D（60 点未満）を不合格とする。				
卒業・進級の認定基準				
(概要) 3 年以上在学し、学則に定める 93 単位の単位修得の認定を受けたものについて、卒業認定会議により卒業認定をする。				
卒業要件	分野	単位	時間	合計 (単位/時間)
	基礎分野	12 単位	180 時間	93 単位 (2400 時間)
	専門基礎分野	17 単位	297 時間	
	専門分野	64 単位	1923 時間	
学修支援等				
(概要)				
① 学業及び技術の習得について、個別指導を行い単位の修得について支援を行っている。また、看護師国家試験にむけた学習に関しては、特別講義の実施と個別指導により学習支援をしている。				
② 専門実践給付金、日本学生支援機構、高等技能訓練促進費、学校独自の特待生制度により学費による負担の軽減について支援を行っている。				
③ カウンセリング（2 回/月）を導入し、精神面で不安定さが生じている学生やメンタルトレーニングの必要な学生について支援をしている。				

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
32 人 (100%)	人 (%)	31 人 (96.9 %)	1 人 (3.1%)
(主な就職、業界等) 病院、診療所			
(就職指導内容) 医療機関からの求人情報を閲覧希望者には、随時提示を行っている。 また、就職に関する相談も随時対応している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師免許取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
100 人	3 人	3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績不良者に対しては、学習計画から疑問点の解決等、個人指導に取り組んでいる。 個人面談により問題が生じていることへ対応している。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	180,000 円	342,000 円	114,000 円	施設整備金、施設管理費、実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
優待制度 1 年次の成績等で評価し、次年次に授業料は半額免除者、1/4 免除者を決定する。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校評価自己点検・自己評価報告」は、ホームページへ掲載する。 また、学校掲示板に掲示し自由に閲覧可能とする。 https://takeo-ns.jp/school-guide/
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)
(1) 実施方法 ① 学校長は自己評価の結果を、本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し意見を聞き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用する。自己評価項目は、Ⅰ教育理念・目的、Ⅱ目標、Ⅲ教育課程・経営、Ⅳ教授・学習・評価課程、Ⅴ経営・管理課程、Ⅵ入学、Ⅶ卒業・就業・進学、Ⅷ地域社会・国際交流とする。 ② 関係者委員は、自己評価の結果について評価し妥当性を確認する。また、自己評価の内容をもとに学校運営・教育活動について助言及び提案を行う。 (2) 関係者委員の構成 関連業界等関係者 2 名・教育に関する知見を有する人 1 名・卒業生 2 名・ 学校長が必要と認める人物 (委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。) (3) 学校関係者の評価の評価結果について 学校長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成する。 (4) 学校関係者評価結果の活用 学校長を中心に、学校関係者評価の結果を活用し、次年度 4 月以降に教育活動及び学校運営の質の保証と向上・改善に努める。

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
病院 副院長 (武雄杵島地区医師会理事)	2年間 令和7年4月～令和9年3月	業界関連者 (医師)
診療所 院長 (武雄杵島地区医師会)	2年間 令和7年4月～令和9年3月	業界関連者 (医師)
中学校 教諭 (佐賀県立中学校)	2年間 令和7年4月～令和9年3月	学識経験者 (教諭)
病院 看護師 (武雄看護学校卒業生)	2年間 令和7年4月～令和9年3月	卒業生 (看護師)
病院 看護師長 (武雄看護学校卒業生)	2年間 令和7年4月～令和9年3月	卒業生 (看護師)
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載を行う。http://takeo-ns.jp/school-guide/ HP内の『学校案内』タブメニューに掲載		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://takeo-ns.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H141320600018
学校名 (〇〇大学 等)	武雄看護学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人 武雄杵島地区医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		- 人（-）人	- 人（-）人	- 人（-）人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(- 人)	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	- 人	- 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				- 人（-）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。